本城資源化センター整備・維持管理事業

実施方針

2023 年 1 月

北九州市環境局

目次

第１　用語の定義 1

第２　共通事項 4

１　事業名 4

２　本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類 4

３　公共施設等の管理者 4

４　事業目的 4

５　本施設の概要 4

６　事業方式 6

７　契約の形態 6

８　事業期間 7

９　事業期間終了時の措置 7

10　事業の対象となる業務範囲 7

（１）本施設の設計に関する業務 7

（２）本施設の建設に関する業務 7

（３）本施設の運営・維持管理に関する業務 7

11　事業者の収入 7

（１）本施設の設計・建設業務に係る対価 8

（２）本施設の運営・維持管理業務に係る対価 8

12　本市が適用を予定している交付金について 8

13　関係法令等の遵守 8

14　事業スケジュール（予定） 8

第３　募集及び選定に関する事項 8

１　事業者の募集及び選定方法 8

２　募集及び選定の手順 8

（１）募集及び選定スケジュール（予定） 8

（２）実施方針に関する質問・意見の受付 9

（３）入札公告（入札説明書等の公表） 9

３　提出書類の概要 9

（１）提出書類の内容 9

（２）提出書類の取扱い 10

４　参加資格要件 10

（１）応募者の構成等 10

（２）応募者等の参加資格要件 11

５　応募者の審査及び落札者の選定 14

（１）審査 14

（２）審査の手順及び方法 14

6　落札後の手続き 14
（1）基本協定の締結 14
（2）契約内容に関する協議 14

第4　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 15
1　想定されるサービスの水準・仕様 15
2　想定されるリスクの分担 15
（1）基本的な考え方 15
（2）想定されるリスクの分担 15
3　本市による事業の実施状況の監視 15

第5　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 15
1　事業用地及び配置 15
2　土地利用規制 16

第6　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 16
1　係争事由に係る基本的な考え方 16
2　管轄裁判所 16

第7　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 16
1　事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 16
2　本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 16
3　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 16
4　その他 17

第8　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 17

第9　その他特定事業の実施に関し必要な事項 17
1　議会の議決 17
2　情報提供 17
3　応募に伴う費用負担 17
4　本実施方針に関する担当部署 17

第１　用語の定義

本要求水準書において使用する用語を次のとおり定義する。

本市	：	北九州市をいう。
本事業	：	本城資源化センター整備・維持管理事業をいう。
本施設	：	本事業において設計・建設する本城資源化センターをいい、マテリアルリサイクル推進施設の工場棟、各種ヤードのほか、計量棟、駐車場、構内道路、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めたもの。
処理対象物	：	本施設での処理の対象である、かん・びん、ペットボトル、紙パック・トレイ及び不燃系粗大ごみをいう。
マテリアルリサイクル推進施設	：	本施設を構成する施設のうち、処理対象物を貯留、破袋、破砕、選別、圧縮・梱包、保管等の処理を行う施設をいう。
不燃系粗大ごみ	：	ソファー（スプリング入り）、ストーブ、自転車、椅子・座椅子（スチールフレーム）、ベッド（スチールフレーム）、マットレス（スプリング入り）、健康器具（金属製のもの）、ガスレンジ、ステレオ、扇風機、掃除機（充電式を除く）、電子レンジ、ホットプレート、家庭用プリンター、パソコン（リサイクル対象外のもの）、モニター（リサイクル対象外のもの）等をいう。ただし、充電式家電製品は除く。
かん・びん部門	：	本事業のうち、かん・びん、ペットボトル及び紙パック・トレイを貯留、破袋、選別、圧縮・梱包、保管等の処理に関する部門をいう。
不燃系粗大部門	：	本事業のうち、不燃系粗大ごみを貯留、破砕、選別、保管等の処理に関する部門をいう。
工場棟	：	マテリアルリサイクル推進施設（かん・びん部門、不燃系粗大部門）の工場棟をいう。
プラント	：	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	：	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
PFI 方式	：	PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式をいう。
DBM 方式	：	Design（設計）、Build（建設）、Maintenance（維持管理）を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
DBO 方式	：	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営・維持管理）を事業者に一括して委ねる事業手法をいう。

DB＋O 方式	：	Operate（運営・維持管理）を Design（設計）、Build（建設）とは別途に委する事業手法をいう。
長期包括運営方式	：	施設の運営・維持管理に関して、長期的にかつ一括して民間事業者に委託する事業手法をいう（DB＋O の「O」に該当）。
事業者	：	本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
設計・建設事業者	：	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
建設 JV	：	事業者が提案により、本施設の設計・建設業務について要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者が代表となる共同企業体（自主結成）とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。
運営事業者	：	かん・びん部門の運営業務を実施するもので、就労継続支援事業者が行う。
運営・維持管理事業者	：	不燃系粗大部門の運営業務及び本施設の維持管理業務を担当するものをいう。
就労継続支援事業者	：	かん・びん部門の運営業務を実施するうえで、障害者就労支援を行う事業者。
就労継続支援 A 型事業	：	「障害者総合支援法」に定められた就労継続支援事業をいう。
就労継続支援 A 型事業所	：	本市から委託を受けて、かん・びん部門の運営業務を行う事業所をいう。
就労継続支援 A 型事業事務所	：	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に基づく「就労継続支援 A 型」に規定される事務所。現施設の管理棟の一部を就労継続支援 A 型事業事務所として継続して利用する。
現施設	：	現在、本市で発生するかん・びん、ペットボトル及び紙パック・トレイの処理を行っている本城かんびん資源化センターをいう。
応募者	：	本事業の入札手続きに参加する企業をいう。
代表企業	：	入札手続きにおいて応募者が複数の企業で構成される場合の代表を務める者をいう。
事業契約	：	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
事業用地	：	現施設に隣接する、本施設の建設予定地をいう。
入札説明書	：	本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。

入札説明書等	：	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類をいう。
基本協定	：	落札者の選定後、基本契約等の締結に向けて、本市及び落札者の双方の協力について本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	：	本事業の基本的事項について、本市と事業者で締結する契約をいう。
設計・建設工事請負契約	：	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と設計・建設事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	：	本事業の運営・維持管理の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営・維持管理事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務	：	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	：	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
特別目的会社	：	構成員が株主として出資し、本事業の運営・維持管理業務を目的として設立する会社であり、SPC ともいう。
PFI 法	：	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

第２　共通事項

１　事業名

本城資源化センター整備・維持管理事業

２　本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称：本城資源化センター

種類：一般廃棄物中間処理施設

３　公共施設等の管理者

北九州市長　北橋　健治

４　事業目的

老朽化した本城かんびん資源化センターを建て替え、また、不燃系粗大ごみの破砕・金属回収の機能を併せ持つ施設として整備することで、今後の安定したリサイクル体制を確保するもの。

５　本施設の概要

本施設の概要を表１に示す。

表１　本施設の概要

施設名	本城資源化センター
処理別種別	マテリアルリサイクル推進施設
計画予定地	北九州市八幡西区洞北町７番 10 号（本城かんびん資源化センター隣地）
供用開始年度	2026 年 4 月を予定
施設規模	かん・びん　　：20t/日 ペットボトル　　：9t/日 紙パック・トレイ：0.5t/日 不燃系粗大ごみ　：29t/日
処理量	かん・びん　　：3,196t/年 ペットボトル　　：1,255t/年 紙パック・トレイ：100t/年 不燃系粗大ごみ　：6,566t/年
処理フロー及び系列	次頁に示す既存施設の処理フローを参考に、以下の各系列を設置すること。 かん・びん　　：1 系列 ペットボトル　　：1 系列 紙パック・トレイ：1 系列 不燃系粗大ごみ　：1 系列

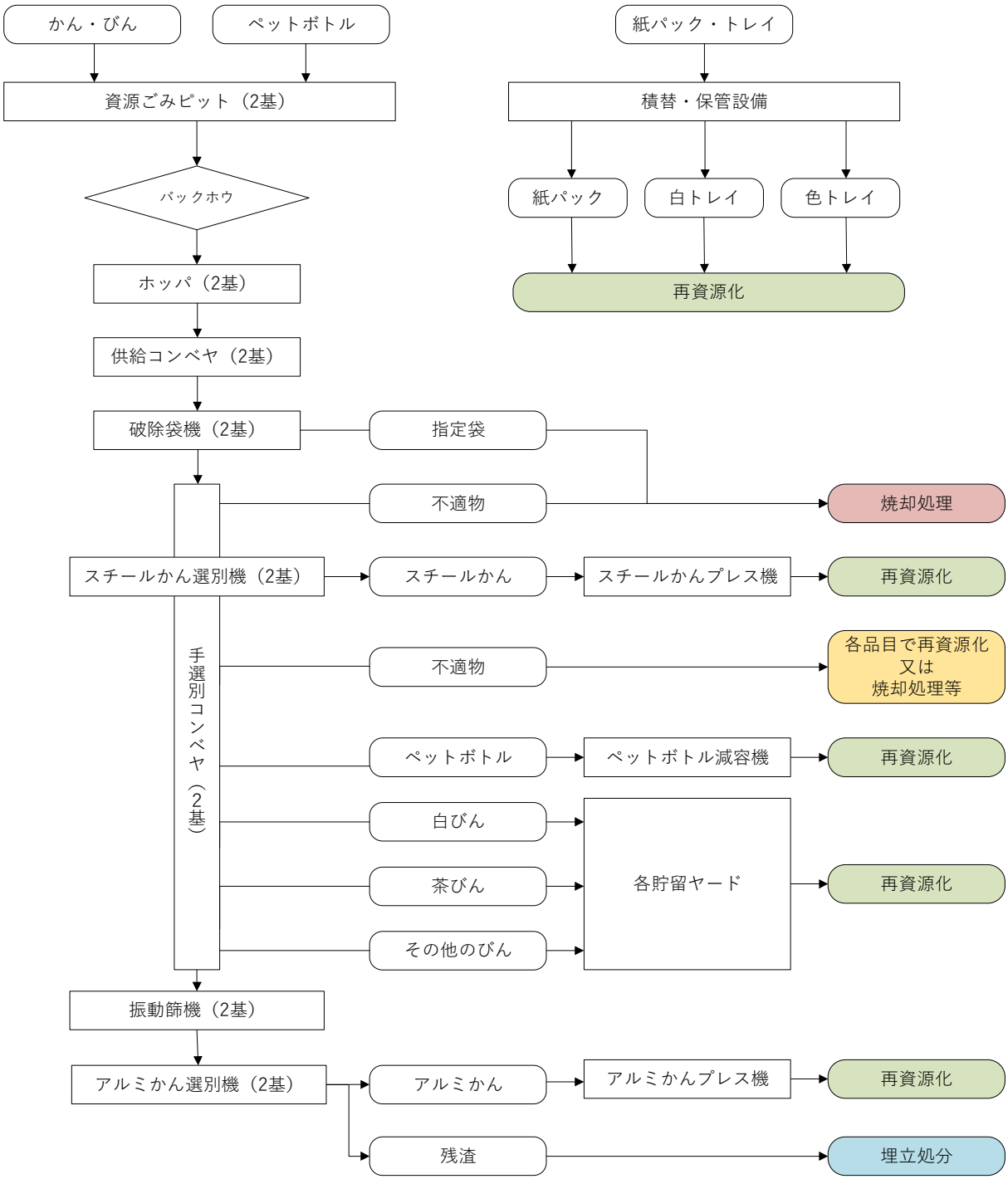


図１　既設本城かんびん資源化センターの処理フロー（参考）

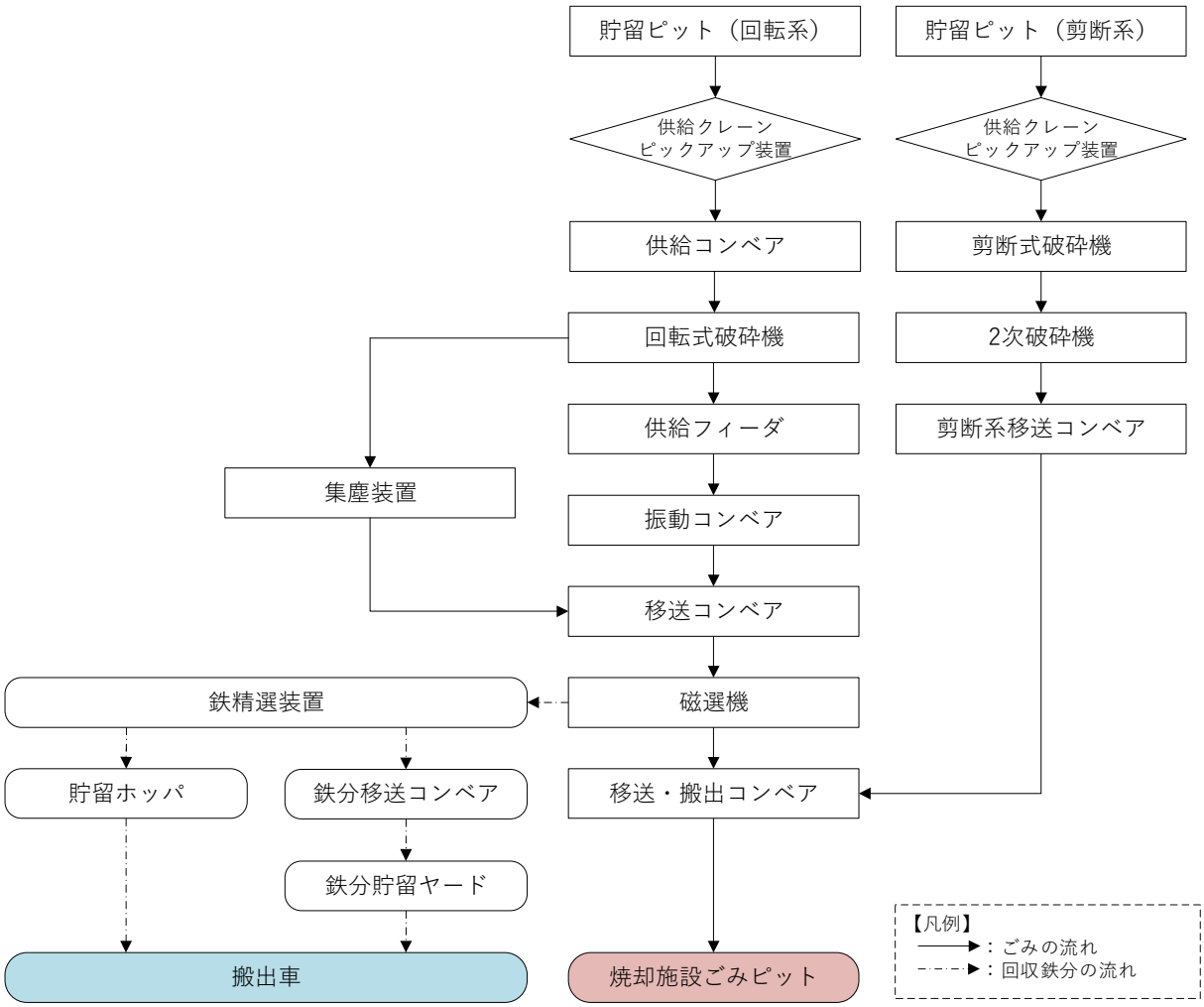


図 2　日明粗大ごみ資源化センター（令和 2 年度廃止）の処理フロー（参考）

6　事業方式

本事業における施設の整備及び運営は DBO 方式により実施する。

事業者は、設計・建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、事業者は、運営・維持管理事業者として 20 年間の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7　契約の形態

（1）本市は、落札者の選定後、「基本契約」「設計・建設工事請負契約」「運営・維持管理業務委託契約」の締結に向け必要な事項を定める基本協定を落札者と締結する。

（2）本市は事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本的事項を定めた基本契約を締結する。

（3）本市は基本契約に基づいて、設計・建設を担当する者と本事業に係る設計・建設工事請負契約を締結する。設計・建設事業者は本施設の設計・建設業務について要件を満たす単独企業又は建設 JV とする。

（4）本市は基本契約に基づいて、運営・維持管理を担当する者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。

（5）事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3　事業スキーム図（案）」に示す。

8　事業期間

事業期間は次のとおりとする。

（1）設計・建設期間：事業契約締結日から 2026 年 3 月まで（試運転期間を含む）

（2）運営・維持管理期間　：2026 年 4 月から 2046 年 3 月まで（20 年間）

9　事業期間終了時の措置

廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）により、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進している。本施設では、「ストックマネジメント」の考え方に基づき、供用開始後約 30 年間使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、事業者は事業期間終了時に、本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目（2042 年度）を目途に、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

10　事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。（各項目の詳細については「実施方針添付資料-4　業務範囲分担表」参照）

なお、本市及び運営事業者が行うかん・びん部門の運営業務以外は、事業者の範囲とする。

（1）本施設の設計に関する業務

ア　設計

イ　本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査（本事業及び施設が岸壁の損害や地盤沈下を発生させないよう検討し、その結果を市へ報告すること。検討に際し、必要な調査等が生じた場合は、併せて実施すること。）

ウ　本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援

エ　本市が行うその他許認可申請支援

（2）本施設の建設に関する業務

ア　建設

イ　建設工事に係る許認可申請等

（3）本施設の運営・維持管理に関する業務

ア　不燃系粗大部門の運営業務

イ　本施設（かん・びん部門及び不燃系粗大部門）の維持管理業務

ウ　その他これらに付帯関連する業務

11　事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準書等の書類（以下「入札説明書等」という。）において示す。

（1）本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を支払う。

（2）本施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営・維持管理業務委託費を支払う。

12　本市が適用を予定している交付金について

本市は本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、設計・建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

13　関係法令等の遵守

本市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

14　事業スケジュール（予定）

（1）落札者の決定　　：2023 年 6 月中旬
（2）基本協定締結　　：2023 年 6 月下旬
（3）仮契約の締結　　：2023 年 7 月上旬
（4）契約議案の本市議会議決　：2023 年 9 月下旬
（5）事業契約の締結　　：2023 年 9 月下旬
（6）本施設の設計・建設　　：2023 年 10 月～2026 年 3 月（2 年 6 ヵ月）
（7）本施設の運営　　：2026 年 4 月～2046 年 3 月（20 年間）

第３　募集及び選定に関する事項

1　事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

また、本事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された WTO 政府調達協定の対象であり、入札手続きは「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」に基づいて実施する。

2　募集及び選定の手順

（1）募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

表２　事業スケジュール（予定）

内容	日程
①　実施方針の公表	2022 年 12 月中旬
②　実施方針に関する質問・意見の受付期限	2023 年 1 月中旬
③　上記②への回答	2023 年 1 月下旬
④　入札公告及び入札説明書等の公表	2023 年 2 月上旬
⑤　入札説明書等に関する質問受付期限	2023 年 2 月下旬
⑥　入札説明書等に関する質問回答の公表	2023 年 2 月下旬
⑦　入札参加資格審査書類受付期限	2023 年 3 月中旬
⑧　入札参加資格審査結果通知	2023 年 3 月下旬
⑨　事業提案書の受付期限	2023 年 4 月中旬
⑩　落札者決定及び公表	2023 年 6 月中旬
⑪　基本協定締結	2023 年 6 月下旬
⑫　事業契約仮契約締結	2023 年 7 月上旬
⑬　事業契約本契約締結	2023 年 9 月下旬

（２）実施方針に関する質問・意見の受付

本実施方針についての質問・意見は以下のとおり受付を行う。また、質問・意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

ア　受付期間

本実施方針公表日から 2023 年 1 月 12 日（木）午後 5 時までとする。

イ　提出方法

本実施方針と同時に本市ホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

（ア）送付先

北九州市役所環境局　循環社会推進部　施設課

〒803-8501　北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

（E-mail）kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

（イ）タイトル

「（提出者名）－実施方針に関する質問・意見」

（ウ）到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

（３）入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告は、2023 年 2 月上旬に行い、併せて入札説明書等及び様式集を公表する。

３　提出書類の概要

（１）提出書類の内容

入札参加表明書及び参加資格の確認資料等の提出を応募者に求める。

提案審査については、入札書及び次のア～ウまでに掲げる事項を主な内容として含む事業提案書の提出を求めることを予定している。詳細については、入札公告時に示す。

ア　事業計画に関する提案

イ　施設整備に関する提案

ウ　運営・維持管理に関する提案

（2）提出書類の取扱い

ア　著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本市が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、本市はこれを無償で使用することが出来る。

イ　特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

ウ　資料の公開

本市は、落札者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については本市と各応募者との間で協議する。

4　参加資格要件

応募者は次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社もしくは支社がある企業を積極的に活用すること。

（1）応募者の構成等

ア　応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の単独企業又は複数企業で構成する企業グループとする。

イ　単独の企業で応募する場合、「（2）イ（ア）本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」及び「（2）イ（エ）本施設の運営・維持管理を行う者の要件」をすべて満たすこと。なお、この場合、建築物等の設計・建設に関しては、施工時に下請企業が「（2）イ（イ）本施設の建築物等の設計を行う者の要件」及び「（2）イ（ウ）本施設の建築物等の建設を行う者の要件」をすべて満たすことを確認する。

ウ　企業グループを構成し応募する場合、その企業グループの中から「（2）イ（ア）本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」をすべて満たす１社を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。また、代表企業及びそ

の他の構成員で「（２）イ（イ）から（エ）」（SPC（特別目的会社）を設置する場合は、「（２）イ（イ）から（オ）」）までの要件全てを満たすこと。

エ　企業グループを構成する場合、構成メンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

オ　企業グループを構成する場合、構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。

カ　企業グループを構成する場合、構成メンバーのいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の企業グループの構成メンバーとなることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

（ア）資本関係がある場合

以下のａ又はｂのいずれかに該当する二者の場合。

ａ　親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係がある場合

以下のａ又はｂのいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員及びその他全ての役員を指す。

ａ　一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他事業者の決定の適正さが阻害されると認められる（（ア）、（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる等）場合

キ　同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

（２）応募者等の参加資格要件

ア　共通の要件

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（イ）本市の有資格業者名簿に登録されていない者（なお有資格業者名簿とは、建設工事有資格業者名簿（令和 3･4 年度）、測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿（令和 4・5 年度）、物品等供給契約有資格業者名簿（令和 4・5 年度）をいう。）

（ウ）本市の指名停止措置を受けている者

（エ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

（オ）直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

（カ）手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

（キ）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがな

されている者

（ク）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

（ケ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者

（コ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者

（サ）本市の暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 36 月を経過しない者が所属している者

（シ）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 36 月を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者

（ス）本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・（仮称）本城資源化センターアドバイザリー業務委託受託者
株式会社東和テクノロジー及び伏見総合法律事務所

イ　各業務を行う者の要件

応募者は本事業の設計･建設及び運営･維持管理の各業務を行う者として、以下の（ア）から（オ）の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

（ア）本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を全て満たすこと。

a　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

b　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

c　本市の建設工事有資格業者名簿（令和 3･4 年度）の清掃施設工事の登載者であること。

d　以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を PFI 方式、DBM 方式、DBO 方式又は DB＋O 方式により元請で受注した施設の竣工実績を 1 件以上有すること。なお、DB＋O 方式の場合 DB 及び O のそれぞれについて 1 件以上の実績を有すること。

（a）施設種別：マテリアルリサイクル推進施設

（イ）本施設の建築物等の設計を行う者の要件

本施設の建築物等の設計を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う 1 社は a 及

びｂを満たす企業であること。

ａ　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。

ｂ　本市の測量及び建設コンサルタント等有資格業者名簿（令和 4・5 年度）の登載者であること。

（ウ）本施設の建築物等の建設を行う者の要件

本施設の建築物等の建設を行う企業のうち、少なくとも主たる業務を担う 1 社はａ及びｂを満たす企業であること。

ａ　本市の建設工事有資格業者名簿（令和 3・4 年度）の建築一式工事の登載者であること。

ｂ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

（エ）本施設の運営・維持管理を行う者の要件

ａ　本市の物品等供給契約有資格業者名簿（令和 4・5 年度）の登載者であること。

ｂ　本施設の運営・維持管理を行うにあたり、必要な資格（許認可、登録等）を有すること。

ｃ　以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を PFI 方式、DBM 方式、DBO 方式又は長期包括運営方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）を 1 件以上有すること。

（ａ）施設種別：マテリアルリサイクル推進施設

ｄ　本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

（SPC（特別目的会社）を設置の場合）

（オ）運営・維持管理事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件（運営・維持管理事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者がいる場合）

運営・維持管理事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は以下の要件を全て満たすこととする。

ａ　本市の物品等供給契約有資格業者名簿（令和 4・5 年度）の登載者であること。

ｂ　以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設を PFI 方式、DBM 方式、DBO 方式又は長期包括運営方式により元請で受注し竣工した施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む）を 1 件以上有すること。

（ａ）施設種別：マテリアルリサイクル推進施設

ｃ　本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

ウ　参加資格の確認

（ア）参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出期限日とする。

（イ）落札者決定日までの間に、応募者（企業グループを構成する場合は構成メンバー）が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者（企業グループを構成する場合は企業グループ）を落札者決定のための審査対象から除外する。

（ウ）落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者（企業グループを構成する場合は構成メンバー）が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は落札者決定を取り消した応募者（企業グループを構成する場合は構成メンバー）に対して、一切の費用負担を負わないものとする。

5　応募者の審査及び落札者の選定

以下の審査方法に従い、落札者を選定する。

（1）審査

本市は応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が指名する学識経験者の意見を含め審査を実施する。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について審査に係る職員等に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

（2）審査の手順及び方法

ア　参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ　事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

ウ　審査事項

審査事項は入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

エ　審査結果

審査の結果については各応募者へ通知するほか、結果の概要及び審査講評を本市ホームページに掲載する。

6　落札後の手続き

（1）基本協定の締結

本市と落札者は落札者決定後、速やかに事業契約の締結に向けた、相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

（2）契約内容に関する協議

本市と事業者は基本協定に基づき、事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行

うものとする。

第４　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　想定されるサービスの水準・仕様

事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

２　想定されるリスクの分担

（1）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

（2）想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は原則として「実施方針添付資料-6　リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については入札説明書等において示す。

３　本市による事業の実施状況の監視

本市は事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について監視を行う。監視の方法及び内容等については入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第５　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１　事業用地及び配置

本工事の建設対象の位置は「実施方針添付資料-1　事業実施場所」に、事業用地は「実施方針添付資料-2　事業実施区域」に示すとおりである。

（１）所在地　　：北九州市八幡西区洞北町 7 番 10 号

（２）事業用地：10,000 ㎡（実施方針添付資料-2 中の事業用地 A）

2　土地利用規制

表 3　土地利用規制等

事業用地	約 10,000 ㎡
土地利用規制	・用途地域　：工業専用地域 港湾地区 ・建ぺい率　：60%（敷地面積全体） ・容積率　　：200%（敷地面積全体） ・防火地区　：指定外 ・高さ制限　：制限なし ・日影規制　：制限なし ・高度地区　：指定外
地質の状況	添付資料参照。

第 6　事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1　係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。

2　管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 7　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1　事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

（1）事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は事業契約を解除することができる。

（2）事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

（3）前 2 号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2　本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

（1）本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

（2）前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を賠償する。

3　当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は事業継続の可否について協議する。

（1）設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営・維持管理業務委託契約についても解除することができる。

（2）運営・維持管理期間においては、本市及び事業者はそれぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。

4　その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第9　その他特定事業の実施に関し必要な事項

1　議会の議決

本市は事業契約（建設工事請負契約）の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2　情報提供

情報提供は適宜、本市のホームページで行う。

3　応募に伴う費用負担

応募に伴う費用はすべて応募者の負担とする。

4　本実施方針に関する担当部署

北九州市役所　環境局　循環社会推進部　施設課
〒803-8501　北九州市小倉北区城内1番1号
（E-mail）kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

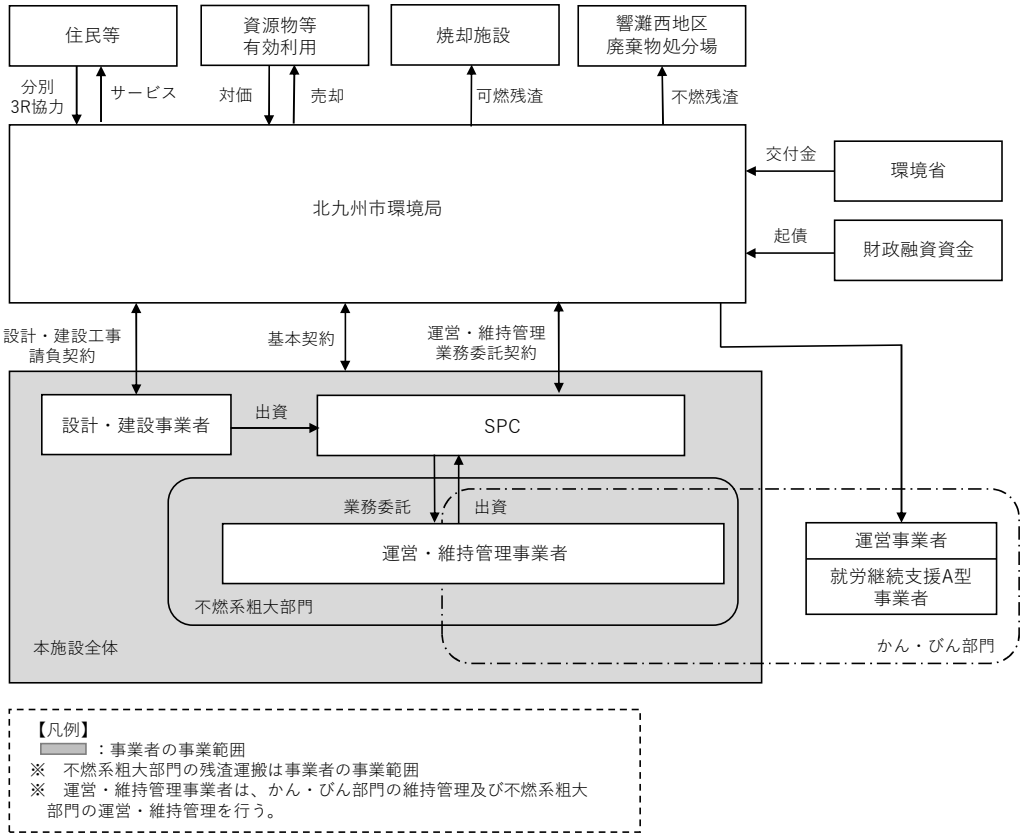
実施方針添付資料-1　事業実施場所



実施方針添付資料-2　事業実施区域



実施方針添付資料-3　事業スキーム図（案）

<table>
<tr><td>スキーム図</td><td colspan="2">
</td></tr>
<tr><td>事業契約</td><td colspan="2">基本契約、設計・建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約</td></tr>
<tr><td>本市の
支払対価</td><td colspan="2">施設整備費、運営・維持管理業務委託費</td></tr>
<tr><td>特別目的会社 SPC への設立及び出資</td><td colspan="2">義務付けしない（業者提案による）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業者の収入</td><td>設計・建設事業者</td><td>本市から支払われる施設整備費</td></tr>
<tr><td>運営・維持管理事業者</td><td>本市から支払われる運営・維持管理業務委託費</td></tr>
</table>

実施方針添付資料-4　業務範囲分担表

設計・建設段階の業務等範囲

業務区分	業務内容	本市	事業者	備考
用地取得	用地の確保	○		
施設整備に係る許認可手続き	廃掃法に基づく設置届	○	△	副は図書類の作成を行う
	交付金申請書	○	△	副は図書類の作成を行う
	開発関係	○	△	副は図書類の作成を行う
設計	工事に係る許認可手続き	△	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	地質等調査		○	市が事前に実施したもの以外
	実施設計		○	
	設計管理		○	
	設計監理	○		
建設	工事に係る許認可手続き	△	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	施工管理		○	
	施工監理	○		

凡例：○主分担、△従分担

運営・維持管理段階の業務等範囲（1/2）

項目			所掌範囲	
			本市※	事業者
運搬等	処理対象物の収集・運搬		○	
	破砕・選別残渣の運搬			○
	破砕・選別残渣の処理、資源化、処分		○	
	資源化物の運搬、処理、資源化、処分		○	
運転・維持管理等	施設設置者としての施設管理		○	
	かん・びん部門	受付・計量業務		○
		計量データの管理	○	
		適正運転（日常点検含む）	○	
		清掃	○	
		破砕・選別残渣及び資源化物の保管･積込･計量	○	
		維持管理、メンテナンス業務		○
		故障等への対応（修繕・補修等含む）		○
		消耗品・予備品の調達・管理（機器・設備に関するもの等）		○
		消耗品・予備品の調達・管理（機器・設備に関するもの以外）	○	
		環境測定	○	
		各種検査		○
		法定点検、登録の更新など(日常点検除く)※2	○	
	不燃系粗大部門	受付・計量業務		○
		計量データの管理		○
		プラットホームでの車両の誘導・指示		○
		搬入禁止物・不適物の確認		○
		適正運転（日常点検含む）		○
		清掃		○
		破砕・選別残渣及び資源化物の保管･積込･計量		○
		維持管理、メンテナンス業務		○
		故障等への対応（修繕・補修等含む）		○
		消耗品・予備品の調達・管理		○
		各種検査、環境測定		○
		法定点検、登録の更新など(日常点検除く) ※2		○

凡例：○主分担、△従分担

※：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

※2：特殊重機等を想定。

運営・維持管理段階の業務等範囲（2/2）

項目			所掌範囲	
			本市※	事業者
運転・維持管理等	かん・びん部門	電力（契約基本料金、従量料金など）	○	
		用水（上水、下水）	○	
		薬品、油脂類	○	
		消耗品	○	
	不燃系粗大部門	電力（契約基本料金、従量料金など）		○
		用水（上水、下水）		○
		薬品、油脂類		○
		消耗品		○
収入	ごみ処理手数料（直接搬入）の帰属先		○	
	有価物の売却益の帰属先		○	
その他	近隣対応		○	△
	行政視察者への対応		○	△
	見学者への対応（行政視察を除く）		○	△

凡例：○主分担、△従分担

※：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

実施方針添付資料-5　リスク分担（案）

　本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

表　リスク分担表（案）（1/3）

区分	リスク項目		リスクの内容	責任負担者	
				本市※	事業者
全期間共通	入札リスク	a	入札説明書等の誤りや本市の事由による内容の変更によるもの	○	
	応募コスト	b	応募コストに関するもの		○
	契約締結リスク	c	本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		d	事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	事業変更リスク	e	本事業の実施条件変更によるもの	○	
	周辺住民等の対応	f	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		g	上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟等）		○
	第三者賠償リスク	h	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化等の維持管理の不備による事故等に関するもの		○
		i	本市の帰責事由に起因して発生する事故等、施設の劣化等の維持管理の不備による事故等に関するもの	○	
	政治リスク	j	政策方針の転換、財政破綻等によるもの	○	
	許認可リスク	k	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	l	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		m	本市の帰責事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
	法令変更リスク	n	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		o	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	p	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△
	金利変動リスク	q	基準金利決定日以降の金利変動による事業者の経費増減によるもの		○
	物価変動リスク	r	物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の急激な経費増減によるもの（事業契約書で定める一定の範囲を超える場合）	○	
		s	物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の急激な経費増減によるもの（事業契約書で定める一定の範囲を超えない場合）		○
	資金調達リスク	t	事業者において事業実施に必要とする資金の調達に関するもの		○
		u	本市において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	v	要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを含む）		○
	事故発生リスク	w	整備・維持管理事業における事故の発生に関するもの		○

凡例：○主分担、△従分担

※：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

表　リスク分担表（案）（2/3）

区分	リスク項目		リスクの内容	責任負担者	
				本市※	事業者
設計段階	測量・地質等調査リスク	x	本市が実施した測量や地質等の調査に関するもの	○	
		y	事業者が実施した測量や地質等の調査に関するもの		○
	設計変更リスク	z	本市の指示・発注条件の不備・変更による設計変更	○	
		aa	事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	ab	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		ac	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	用地リスク	ad	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地条件に関するもの（土壌汚染、水質汚染等）	○	
	一般的損害	ae	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
		af	本市の帰責事由により、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの	○	
	工事費増加リスク	ag	本市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		ah	上記及び物価上昇以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	ai	着工後の本市の指示等に関するもの	○	
		aj	上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	試運転・性能試験リスク	ak	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		al	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営・維持管理段階	ごみ量変動リスク	am	各年度における計画年間ごみ処理量の範囲内のごみの処理に起因するリスク		○
		an	各年度における計画年間ごみ処理量の範囲から逸脱するごみの処理に起因するリスク	○	
	ごみ質変動リスク	ao	受入対象物の質に起因する費用上昇、事故等	○	
	維持管理コスト増大リスク	ap	本市の帰責事由に基づく維持管理コスト増大に関するもの	○	
		aq	事業者の帰責事由に基づく維持管理コスト増大に関するもの		○
	施設破損リスク	ar	本市の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク（処理不適物混入リスク含む）	○	
		as	事業者の帰責事由に基づく事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク（処理不適物混入リスク含む）		○
	施設性能リスク	at	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの（かん・びん部門）	協議	
		au	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの（かん・びん部門以外）		○
	技術革新リスク	av	本市の意向による将来の新技術等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク	○	
		aw	将来の新技術等の導入に伴う施設・設備等の更新コスト増大リスク		○

凡例：○主分担、△従分担

※：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

表　リスク分担表（案）（3/3）

区分	リスク項目		リスクの内容	責任負担者	
				本市※	事業者
運営・維持管理段階	事業終了時の諸手続きに関するリスク	ax	契約の終了時又は解除時に、事業者が所有する設備・備品その他の物件等を撤去するとともに、事業用地を運営・維持管理業務に支障のない状態に復旧する費用		○
		ay	事業期間終了時において確保すべき施設の性能の未達		○
		az	事業の終了時の手続きに関する諸費用の発生及び事業会社の精算に必要な費用		○
		ba	施設耐用年数未達前の事業終了時における施設の性能確保に関するもの	協議	
		bb	契約解除通知時から維持管理・運営業務引継ぎの完了の時までの本施設の維持保全に要する費用		○
		bc	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及び SPC の清算に必要な費用の増加に関すること　※2		○

凡例：○主分担、△従分担

※：本市にはかん・びん部門の運営業務を実施する就労継続支援事業者を含む。

※2：SPC を設立した場合